

令和 6 年 第 1 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 7 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和6年第1回定例会

会期9日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
3月7日	木	本会議 開 会	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長挨拶・政策方針 上程議案説明 一般質問
3月8日	金	休 会		議案審議のため
3月11日	月	文教厚生 常任委員会	午前10時	当初予算付託案件審査 (議員控室)
3月12日	火	総務産業 常任委員会	午前10時	当初予算付託案件審査 (議員控室)
3月13日	水	休 会		議案審議のため
3月14日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査(議場)
3月15日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

3月7日 (木)

令和6年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年3月7日(木)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 提案理由の説明

- ・ 議案第 11 号 南阿蘇村森林環境整備基金条例の制定について
- ・ 議案第 12 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について
- ・ 議案第 13 号 南阿蘇村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 14 号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 15 号 南阿蘇村役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 16 号 南阿蘇村監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 17 号 南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 18 号 南阿蘇村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 19 号 南阿蘇村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 20 号 南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 21 号 南阿蘇村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 議案第 22 号 南阿蘇村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 23 号 南阿蘇村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 24 号 南阿蘇村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 25 号 南阿蘇村阿蘇白水温泉条例を廃止する条例の制定について
- ・ 議案第 26 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 9 号）について
- ・ 議案第 27 号 令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- ・ 議案第 28 号 令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
- ・ 議案第 29 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）について
- ・ 議案第 30 号 令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ・ 議案第 31 号 令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- ・ 議案第 32 号 令和 6 年度南阿蘇村一般会計予算について
- ・ 議案第 33 号 令和 6 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について
- ・ 議案第 34 号 令和 6 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について
- ・ 議案第 35 号 令和 6 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
- ・ 議案第 36 号 令和 6 年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
- ・ 議案第 37 号 令和 6 年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について

- ・ 議案第 38 号 令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計予算について
 - ・ 議案第 39 号 指定管理者の指定について
 - ・ 同意第 1 号 南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 5 発議第 1 号 南阿蘇村議会基本条例の制定について
- 日程第 6 発議第 2 号 南阿蘇村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 7 発議第 3 号 南阿蘇村議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 日程第 8 発議第 4 号 南阿蘇村議会会議規則の一部改正について
- 日程第 9 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	10 番	工 藤 保 雄
4 番	河 内 克 也	11 番	笠 野 眞 喜
5 番	市 原 恵 一	12 番	橋 本 功
6 番	今 村 輝 宏	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建設課長	笠 功 祐
会計課長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農政課長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男

税 務 課 長	片 島 弘 幸
産 業 観 光 課 長	今 村 洋 一
水 ・ 環 境 課 長	今 村 隆 博
保 育 所 長	荒 牧 百 合 子
定 住 促 進 課 長	梅 田 雄 治
子 育 て 支 援 課 長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	桐 原 恵
議 会 事 務 局 主 幹	佐 藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○議長山室昭憲 定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和6年第1回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。着席をお願いします。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねますが、発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って、御発言をお願いいたします。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員

○議長山室昭憲 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番笠野眞喜議員。12番橋本功議員を指名いたします。



日程第2 会期の日程

○議長山室昭憲 日程第2、会期の日程についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会議日程のとおりとし、会期は本日から15日までの9日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長山室昭憲 日程第3、諸般の報告、各委員長及び広域議員代表並びに監査委員の報告内容については、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 提案理由の説明

○議長山室昭憲 日程第4、提案理由の説明、議案第11号南阿蘇村森林環境整備基金条例の制定についてから同意第1号、南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意まで、一括して議題といたします。

それでは、村長に提案理由の説明を求めます。村長。

○村長吉良清一 皆さんおはようございます。提案理由の説明の前に6年第1回の定例会でございまして、簡単な挨拶と所信表明を行わせていただきたいと思っております。

早いもので熊本地震から8年の歳月が経過をいたしました。このような中に事もあろうに、元旦早々能登半島で、熊本地震に勝るような、災害が発生しております。

被災された多くの皆様に改めまして、哀悼とお見舞いを申し上げます。一刻も早く平穏な日々が訪れますことを願ってやみません。

さて、昨年7月には南阿蘇鉄道が全線で運転を再開し、同時に大津駅への直通乗り入れも実現をいたしました。また、時を同じくして、熊本震災ミュージアム KIOKU がフルオープンするなど、地震前のにぎわいが何とか戻ってきております。これまで御尽力頂いた多くの関係者の皆様に改めて感謝とお礼を申し上げます。

本年2月には、阿蘇立野ダム駅が完成し4月からは本格運用することとなっております。阿蘇立野ダムは、カルデラの出口にあり、ここで流量を調整しますので、調節しますので、地の利を生かした利にかなったダムと言えます。

今後は、命のダム、緑のダムに加え、観光のダムとなりますよう、地域活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

このように令和5年度は、復興期から発展期へと転換した年でもありました。

さて、令和6年度であります、私にとりまして2期4年の最終年度になります。残り1年間、村民の皆様の負託に応えられるよう政策目標であります。

誰もが住みたい住み続けたい南阿蘇村の実現に向けて誠心誠意邁進する所存であります。それでは、令和6年第1回定例会に当たり、少し時間を頂きまして、令和6年度の村政運営について、施政方針を述べさせていただきます。

政策としましては、引き続き、三つのK、つまり、環境活力暮らしを柱として、誰もが住みたい住み続けたい南阿蘇村の実現を目指してまいります。

まず一つ目の環境についてであります、南阿蘇村は、一昨年SDGs未来都市に選定を受けました。SDGsの目標は、経済、社会、環境の三つの側面のバランスのとれた持続可能な開発を目指しております。

三つの側面とは、経済、社会、環境であります、南阿蘇村の三つのKつまり環境、活力、暮らしと同じ内容となっております。

このことはSDGsが目指す方向と村が進める方向は同じベクトルであり、本村の施策は世界が目指す目標と言ってもいいかと思っております。

環境政策としましては、先人が守り、伝えてきた雄大な景観、そして村民が誇りとする水資源、これらを守り育み、将来に継承していかなければなりません。

ん。水資源の保全事業としましては、これまでの冬季湛水事業に加え、令和6年度から雨水湛水事業に取り組めます。

この事業は、雨水の河川流出をなるべく抑える事業であり、お隣の高森町と連携して取り取り組む事業であります。本日議場には報道関係からお見えでございますが、この事業は、自らの農業経営のために行うものではなく、熊本の地下水保全に貢献するために行う事業でありまして、このことを強くアピールしていきたいと考えております。

他方熊本県と阿蘇郡市7市町村では、世界文化遺産登録に向けて活動しているところでありますが、その中で大きな課題となっておりますのが、草原の保全維持であります。

南阿蘇村は、熊本地震の影響でおよそ700ヘクタールで野焼きが中断いたしました。その後、村としまして、恒久防火帯の整備や野焼きにおける賠償責任保険にも村で加入をし、火入れ責任も村で担うなど、阿蘇郡市では南阿蘇村だけですが、できるだけの支援を行ってまいりました。

しかし、現在でも約500ヘクタールで再開ができておりません。さらに、今年から皆様御存じかと思いますが、俵山トンネルの手前の南側斜面の牧野前川牧野と申しますが、ここで担い手不足などが原因で野焼きが行われておりません。ここは優良な牧野であるばかりでなく、景観上も重要な場所であり大変、ショックを受けております。

今後は、地元駐在区とも相談しながら、再開に向けて向けての道を探ってまいりたいと考えております。阿蘇の草原は公共の財産であり、公益性に極めてすぐれていると痛感しております。今後も野焼きを実施する、集落を支援すべく、高級防火帯の整備や斜面草刈り機の導入、また、野焼きプロ人材育成など、草原の保全維持のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の活力につきましては、環境を整え、恵まれた自然環境を最大限に生かして地域振興を図り、魅力のある元気な村をつくります。村の基幹産業である農業におきましては、農業みらい公社を中心に、農地保全や担い手の育成、農産物のブランド化などに取り組んでまいります。

観光業においては、観光拠点を整備し、南阿蘇の魅力を最大限に発信して、選ばれる村づくりを目指します。

また、一昨年には、台湾の東港鎮と国際交流促進覚書を締結しており、今月18日には、東港鎮から組長さんや議員の皆様が来村される運びとなっております。今後の国際交流に弾みをつくよう、しっかり進めてまいります。

三つ目の暮らしについてであります。大自然の中で子どもは、すくすく高齢者は生き生きと、全ての村民が幸せを感じるそんな暮らしの実現を目標とします。

子育て支援対策として、令和6年4月より、役場子育て支援課内に南阿蘇村子育て南阿蘇村子ども家庭センターを設置いたします。これは、これまでの妊産婦や子どもの相談を受ける子育て世代包括支援センターと児童虐待や家庭支援についての相談などを受ける、子ども家庭総合支援拠点を一体化したもので、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない相談支援を行ってまいります。

また、これまでの医療費の助成や祝い金に加え、さらなる少子化対策としまして、子育て環境の向上に努めてまいります。高齢者対策としましては、交通弱者や買物弱者へ配慮した取組を実施してまいります。

財政状況につきましては、経済収支比率であります。令和元年度100.5%に比べますと、令和4年度の決算では94.9%と改善傾向ではありますが、県内で比較しますと、まだまだ高い率となっております。熊本地震関連事業に係る地方債償還が本格化したことに加え、庁舎建設など、施設整備事業の地方債、償還も加わることから、令和6年度の見通しも依然として厳しくなると考えております。

子育て支援や高齢者福祉の充実など、福祉サービスの供給や住民生活の向上などの事業は実施しつつ、無駄な経費は削減し、財源を捻出しなければならないと考えております。創意工夫をもって、将来負担を意識した財政運営を心がけたいと考えております。

歳入対策としましては、村税や各種使用料について、公平、的確な、賦課を行い、未然に滞納を防ぎ、徴収率の向上に努めてまいります。

施設の使用料におきましては、昨年10月から南阿蘇村使用料等審議会の方針を踏まえ、利用者負担の原則に基づき、徴収することとなっております。

なお、村内児童生徒のスポーツ活動やスポーツ活動など、使用料免除や減免の対象などの方針に従い、適切に行うこととしております。

また、ふるさと納税につきましては、依然として多くの寄附を頂いておまして、企業版ふるさと納税におきましては、阿蘇の景観と地下水を守る事業や持続可能なエシカルビレッジを推進すると、持続可能な観光誘客促進事業の寄附を頂き、貴重な村の財源となっております。今後も南阿蘇村のすばらしい魅力を発信し、さまざまな取組に御賛同頂ける企業等に働きかけていきたいと考えております。

昨年は、地域座談会を新型コロナウイルス感染症の状況も改善しましたことから、幾つかの行政区で実施しております。引き続き、村民の皆様のご貴重な御意見を聞くことができましたので、これからも、村民の意見をお聞きしまして、村政の基本は村民との態度であるということをご心掛け、村政に臨もうと考えております。

今年は能登半島地震に始まり、紛争や物価高騰など、先行き不安定な要素が

続きそうな状況であります。そのような中で、南阿蘇村の将来が明るく、魅力的な村でいられるよう、村民一丸と職員一丸となって、誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村を目指してさまざまな事業に取り組んでいく所存であります。

議員各位におかれましても、全ての村民の皆様が幸せに暮らせることを目標として、引き続き御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

それでは引き続きまして、提案理由の説明を行わせていただきます。

本日議案としまして本定例会に上程しておりますのは、条例の制定が1件、規約の変更が1件、条例の改正、廃止が13件、令和5年度補正予算が6件、令和6年度予算が7件、指定管理者の指定が1件、人事案件が1件、以上30件となっております。御審議頂き議決を頂きますようお願い申し上げます。それでは、各議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第11号南阿蘇村森林環境整備基金条例の制定についてであります。本議案は、森林整備センターとの分収造林契約の満了に伴い、随時返還される契約、保安林において、村有森林の適正な管理及び林業を起点とする地域の活性化を図るため、将来的に必要とする植林等の費用を確保するための条例を制定するものであります。

次は、規約の一部変更案件です。議案第12号熊本広域行政不服審査会を共同設置する。地方公共団体の数の増加及び共同設置規約の一部変更についてであります。本案件は、熊本広域行政不服審査会共同設置規約第1条に規定する共同設置する地方公共団体に、玉名市、南関町、和水町が新たに加入することに伴い、規約の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。

次に議案第13号、南阿蘇村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月に公布されたことに伴う、条文整備のため、所要の改定を行うものであります。

次に議案第14号、南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、入居者の資格に関しまして、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。

次に議案第15号南阿蘇村役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、新年度に機構改革を行うため、現在の政策企画課、産業観光課の事務分掌を見直し、各科に分散している、企画政策業務と観

光産業商工業務を一つの課に集約するため、課の設置条例について各課の事務分掌の整理を行い、課の統廃合、課名の変更について、所要の改正を行うものであります。あわせて、議会委員会条例について、関連条文の整理を行っております。

次に議案第16号南阿蘇村監査委員条例等の一部を改正する条例について及び議案第17号南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、地方自治法の改正に伴い、法律との整合性を図る規定整理など、所要の改正を行うものであります。

次に議案第18号南阿蘇村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第19号南阿蘇村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、母体保護規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、施設の重要項目の掲示に関する義務、電磁的記録等に関する記録媒体について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、介護保険法施行令等の規定の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、令和6年度から令和8年度までの介護保険給付等に対応するため、介護保険料の額の改定など所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号から第24号までの南阿蘇村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の制定についてであります。本4議案は、村が6年ごとに指定する介護サービス事業所について、厚生労働省による人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。主な改正内容は、介護サービス内容等の家族への説明の義務化、利用者の身体的拘束の禁止、介護サービスの向上のため。また、職員の負担軽減のため、委員会の設置の義務づけであります。

次に、議案第25号南阿蘇村阿蘇白水温泉条例を廃止する条例の制定についてであります。本議案は、南阿蘇村阿蘇白水温泉瑠璃の売却に伴い、設置について規定している条例を廃止するものであります。

次からは補正予算です。議案第26号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第9号についてであります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億8,1

22万4,000円を増額し、総額を135億1,317万2,000円とする補正予算であります。今回の主な歳入補正の内容につきましては、地方交付税が202万8,000円。熊本県より、熊本地震復興基金創意工夫分の配分による県補助金が2億4,108万6,000円。阿蘇白水温泉瑠璃の売却及び熊本県砂防事業に係る売却による財産収入が1億1,900万円。キリンビバレッジ株式会社からの寄附金が2,235万3,000円の増額となった一方、各種事業の確定に伴い、国庫支出金が5,990万9,000円減額。

また、過疎対策事業費をはじめとする村債を調整して、6,070万円を増額しております。主な歳出補正の内容につきましては、財産収入及び寄附金を公共施設等整備基金へ7,482万8,000円を積立て、また、県補助金を災害復興基金へ2億4,108万7,000円全額積立てしております。

また、後期高齢者医療給付負担金729万8,000円。子ども医療扶助事業160万円。能登半島地震に係る、被災自治体、代理寄附、受納分寄附事業としまして3,000万円。新規就農者確保緊急円滑対策事業として300万円。立防水路緊急自然災害防止対策事業としまして600万円。立野地区基盤整備事業負担金を300万9,000円。熊本県砂防事業負担金450万円。中学校体操服等購入補助事業としまして80万円。キリンビバレッジ株式会社の寄附金1,117万6,000円を図書室振興基金へ積立て、農業施設災害復旧事業としまして250万円などの追加を行うものであります。

また、今年度中に事業の完了が見込めない事業、これは第二表でございますが、繰越し明許費として計上しております。

次に議案第27号、令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。今回の補正額は歳入歳出それぞれ394万7,000円を増額し、総額を19億4,943万1,000円とする補正予算であります。補正の内容につきましては、歳入で保険給付等交付金が584万5,000円増額となり、歳出において、過年度保険給付費等交付金の償還金を105万円追加計上するもので、所要の調整を行うものであります。

次に議案第28号令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第2号についてであります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,080万円を増額し、総額を3億9,535万5,000円とする補正予算であります。補正内容につきましては、令和6年度より特別会計から公営企業会計への移行に係る公営企業会計公金収集のデータ作成システム、開発委託料として232万3,000円を追加し、及び事業確定に伴う所要の減額調整を行うものであります。

次に議案第29号令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第3号についてであります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,462万9,000円を増額し、総額を1億1,336万2,000円とする補正予算でありま

す。補正内容につきましては歳入で、農業集落排水施設整備5年交付金による、県補助金及び繰越し事業前払い金分の一般会計繰入金の増額、また事業に係る村債の調整を行っております。主な歳出補正は、5年交付金を減債基金へ積立て、令和6年度より特別会計から公益企業会計へ移行に関わる公益企業会計交付金収納データ作成システム、開発委託料としまして116万2,000円を追加するものであります。

また、今年度中に事業の完了が見込めない事業につきましては、第2表繰越し明許費として計上しております。

次に議案第30号令和5年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ119万1,000円を増額し、総額を8,102万8,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、令和6年度より特別会計から公営企業会計への移行に係る公営企業会計交付金収納データ作成システム開発委託料としまして、116万2,000円を追加するものであります。

次に議案第31号令和5年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第1号についてであります。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う給料の増額であり、予算組替え対応のため、予算総額の増減はございません。以上が補正予算に関する提案理由の説明であります。

次からは、当初予算の説明になります。議案第32号令和6年度南阿蘇村一般会計予算についてであります。本予算の総額は110億8,000万円で、前年度と比較して8,440万円、0.8%の減となっております。

主な歳入予算につきましては、国の経済対策による住民税減収補填特別特例交付金が2,945万5,000円の増額、地方交付税が地域おこし協力隊の増などにより、2,047万円9,000円の増額、企業版ふるさと寄附金の増加による寄附金が、400万円の増額、立野ダム多目的祈念館建設や橋梁改修事業などにより国庫支出金が1億9,069万9,000円の増額、地籍調査委託事業などによる県支出金が9,434万3,000円の増額、財政調整基金や災害復興基金などの繰入金が1億6,564万3,000円の増額となった一方、固定資産税の減額などにより村税が735万3,000円の減、南阿蘇鉄道の災害復旧事業に伴う貸付金10億円の減、あそ望の郷機能拡張事業の減などにより、村債が1億2,925万7,000円の減額となっております。

主な歳出予算につきましては、総務費において、立野ダム多目的祈念館建設事業や地籍調査委託事業などにより、3億4,444万4,000円の増額、民生費において、久木野の総合福祉センター改修や温泉補助券交付事業、保育業務支援システム事業などにより1億5,639万6,000円の増額、衛生費が簡易水道事業会計及び下水道事業会計が公益企業会計移行に伴う補助金など

の増加により、3億5,731万6,000円の増額、教育費において、中学校第1体育館トイレ改修及びLED取り替え工事などにより1億6,505万5,000円の増額となっております。

一方、商工費は、阿蘇白水温泉瑠璃の売却に伴う指定管理料やあそ望の郷機能拡張事業の減により1億9,947万3,000円の減額。消防費は、防災行政無線操作卓更新事業などの減により5,556万1,000円の減額。公債費は、南阿蘇鉄道災害復旧事業に係る熊本県市町村振興資金、償還終了などにより、9億4,199万5,000円の減額となっております。

次に議案第33号令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算についてであります。本予算の総額は19億3,572万2,000円で、前年と比較しまして0.6%の減となっております。主な内容につきましては、一般被保険者医療給付費及び高額医療費の減額などにより、前年度と比較して減額となっております。

次に議案第34号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計予算についてであります。本予算の総額は17億2,971万4,000円で、前年度と比較して3%の増となっております。主な内容につきましては、保険給付費の介護サービス等諸費及び高額介護サービス費の増額、また地域支援事業費の増額などにより、前年度と比較して増額となっております。

次に議案第35号南阿蘇村令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本予算の総額は2億4,119万円で前年度と比較して0.6%の増となっております。主な内容につきましては、保健事業費につきまして減額となった一方、熊本県後期高齢者医療広域連合給付金が、増額となったため、前年度と比較して増額となっております。

次に議案第36号、南阿蘇村上水道事業会計予算についてであります。本予算の総額は6,472万9,000円で、前年度と比較して7.9%の増となっております。増額の内容につきましては熊本地震災害復旧事業債の措置期間が終了し、元金の返済開始による増額となっております。

次に、議案第37号南阿蘇村令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算についてであります。本予算の総額は、6億286万1,000円で、前年度と比較して53%の増となっております。主な内容につきましては、企業債償還金の増額、中松新設配水池関連工事、簡易水道事業の公益企業会計移行に伴う、減価償却費の計上などとなっております。

次に議案第38号令和6年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてであります。本予算の総額は4億2,372万5,000円となっております。主な内容につきましては4月からの公営企業会計移行に伴い、農業集落排水特別会計と生活排水事業特別会計の統合、また農業集落排水処理場の電気設備更新によ

り、前年度と比較して増額となっております。

以上が、当初予算に関する提案理由の説明でありました。

次は、指定管理者の指定案件でございます。議案第39号指定管理者の指定についてであります。本議案は、南阿蘇村久木野キャンプ場につきまして、指定管理者の選定の結果、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。選定しました候補者は、株式会社渡部建築板金代表取締役渡辺正文氏であります。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

最後に、人事案件でございます。同意第1号南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員であります。大津昭一氏が、来る3月25日をもちまして任期満了を迎えられますので、令和10年3月25日までの4年間引き続き任命したいと考えております。また、島田佐喜子氏につきましては、任期が令和9年3月25日までとなっておりますが、島田氏から一身上の都合により辞任の申出がっておりますので、後任としまして、笠野みゆき氏を教育委員に任命したいと考えております。

大津氏、笠野氏ともに人格高潔で、教育文化に際し、監視高い見識を有しておられ、教育委員を務めていただくのにふさわしい人物であると考え認定をいたしました。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。大津氏は、住所が南阿蘇村大字両併599番地1、生年月日は昭和32年1月1日の67歳です。笠野氏は、住所が南阿蘇村大字久石549番地、生年月日は昭和50年2月25日の49歳でございます。笠野氏の任期につきましては、前任者の在任期間となっておりますので、令和9年3月25日までとなります。御理解を頂きまして、同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

以上が提案理由の説明であります。御理解を頂きまして議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長山室昭憲 以上で、今回、執行部から提案されました。全議案について説明を終わります。お諮りします。議案第32号令和6年度南阿蘇村一般会計予算についてから、議案第38号令和6年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてまでの7議案は、関係する常任委員会に付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長山室昭憲 異議なしと認めます。よって、議案第32号令和6年度南阿蘇村一般会計予算についてから、議案第38号令和6年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてまでの7議案は、関係する常任委員会に付託して審査する

ことと決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 発議第1号南阿蘇村議会基本条例の制定

○議長山室昭憲 日程第5発議第1号南阿蘇村議会基本条例の制定についてから、日程第8発議第4号南阿蘇村議会会議規則の一部改正についてまで一括して議題といたします。それでは、議会運営委員長、丸野委員長に提案理由の説明を求めます。

○丸野委員長 丸野でございます。4件の議員発議の提案理由を一括して御説明をいたします。

まず「南阿蘇村議会基本条例の制定について」ですが、

地方分権一括法や地方分権改革推進法の施行など、地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定権や責任の範囲が拡大するなか、二代表制の一翼を担う議会の役割や責務も増大しております。

また、議会は、議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、意思決定を行うことはもとより、政策立案能力や監視・評価能力の向上、更に、住民に対し信頼される開かれた議会を目指すため、より一層、議会機能を充実強化していくことを求められております。こうした時代の要請に対応して、議会のあるべき姿を議会の最高規範として、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、あわせて議会と村民及び村長等執行機関との関係を明らかにし、議会の目指すべき道を指し示すため、制定するものであります。

次に「南阿蘇村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」ですが、地方自治法が改正され、これまで禁止されてきた議員個人による村事業の請負が、一会計年度あたり地方自治法施行令で定める額まで認められたことを踏まえ、村に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に村から支払を受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を公表することにより、議員個人による請負の状況の透明性の確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的として、本条例を制定するものです。

次に「南阿蘇村議会議員政治倫理条例の一部改正について」ですが、議会基本条例の制定に伴い、議員は、常に村民全体の利益を擁護し、また特定の個人又は団体の利益を求めて、公共の利益を損なうようなことがないよう現在の政治倫理基準の見直しを行うものであります。また、地方自治法の改正により、議員個人による請負に関する規制の緩和が図られたことを受け、本改正内容との整合性を図るため、請負等の対価の総額が地方自治法施行令で定める額を超えない場合は、契約の辞退規定の対象外とする改正を併せて行うものであります。

最後に「南阿蘇村議会会議規則の一部改正について」ですが、議案等の提出要件の法改正、また、地方議会の活性化方策に関する報告に伴い標準町村議会会議規則が改正されたため、本村の会議規則も標準規則に準じて改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。議員の皆様には趣旨等をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

- 議長山室昭憲 以上で、議会運営委員長から提案されました議案についての説明を終わります。

-----○-----

日程第9 一般質問

- 議長山室昭憲 日程第9一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これにより順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人20分以内となっておりますので御承知願います。4番、河内克也議員の質問を許可します。
- 4番河内克也 4番河内です。議長の許可を頂き質問いたしますが、我々議員としての残り任期は、今日を含めて数字で言えば、364日です、364日です。早いもので1年を切りました。陸上競技に例えるならば、今、第4コーナーを回り、ラストスパートの時期です。我々は住民、村民の代表者です。村民の皆様が考えていること思い願っておられることを代表していくことをそしてそれを代弁して質問することを今改めて、肝に銘じ、質問を行います。本日も二つの質問事項がありますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。
- 議長山室昭憲 許可します。
- 4番河内克也 ありがとうございます。また今回も、事前に議長の許可を頂き、質問補助資料をサイドボックスに掲載または傍聴席にペーパーで配付していただいております。冒頭、村民の皆様思い願っていることを代弁すると申し上げましたが、今回の質問は、以前に村民の思いを一般質問された事項、質問し、答弁を頂いたことがら3年、6年たちどうなったのか検証するための質問です。1問目、一般質問、その後、そのあとということで、農業振興、持続可能な農業推進、特に加工施設、農産物加工品の流通についての質問です。我が村、南阿蘇村は言うまでもなく、農業の村です。村民の所得向上が大事であり、所得向上が大事であり、農地を守ること。新規就農者を増やすことが至上命令、至上命題です。3村合併後、議会では、農業振興のために、担い手確保育成、耕作放棄、荒廃地対策、6次産業化、農業公社設立と公社の事業充実と多くの先輩議員が質問され、議論を重ねてこられました。コメントですが、

補助資料を御覧ください。上のほうにフォントがちょっと小さいんですが、太字で、4年前に策定された国の食料農業農村基本計画の中に、地域の農業者が農産物の加工や直売等、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進することが閣議決定されています。これは、10年先をめどに、国の施策の方向性を示した計画であり、国の農政の中長期的なビジョンとなります。そして次、村ですが、村の第2次総合計画後期基本計画補助資料の真ん中ほどにちょっと書いてありますが、総合計画施策の中に、攻めの農畜産業の推進、持続する農林業体制づくりを推進すると計画されています。計画は策定することが大切ではなく、その施策を実現していくことが行政の仕事であり、責務です。その中の重要な農業施策実現と持続可能な農業推進のため、今回特に2点に絞って質問いたします。1番目、加工施設について、資料 No. 1、この質問は、6年前、先輩議員が質問されたときの村長の答弁を記載しています。掲載しています。少し読み上げますが、加工施設についての質問でアンサーA 加工場を改修し、開発に取り組むという答弁でした。内容がその当時の加工施設が老朽化しているため、あそ望の郷の一室を改修する整備計画を進めている。また現在、あそ望の郷くぎの周辺に一体的な施設の整備を検討中である。少し省略しまして、後ろのほうです。各農産物の産地化を目指すとともに、生産者の経営安定を図るため、地産地消の推進を推進、及び、6次産業化に取り組む。答弁から6年経過しました。村民の使える加工施設は今どういう状況か。村内農産物加工施設の状況と課題をどう認識し、今後の6次産業化推進と村民の皆様が多く利用できる施設となるための対策推進策をまずお尋ねします。2番目、流通についてです。今の国内の流通状況をちょっと整理します。御承知のように、農産物流通は、卸売市場を通過する市場流通と、生産者などが購入者と直接取引を行う市場外流通市場外流通に分類されます。国内青果野菜果物の約86%は市場流通で売買され、残り約14%が市場外流通されますが、市場外流通も日本の農産物流通において、重要な役割を果たしていると私は考えます。一方で、流通に関わるステークホルダー、流通関係者が、情報を相互に共有できていないために、村の誇る新鮮、安全でおいしい農産物が推している消費者にスムーズに届かないという課題もあります。村も新しい形の流通の仕組みを考えるときです。そこで、南阿蘇村が誇る農産物の販路拡大と安心安全で安定的な食材供給地となるため、新鮮な農産物加工品流通の現状と課題をどう認識され、認識されているのか、そして、具体的対策をどう講じていく考えであるのか、質問いたします。以上です。

○議長山室昭憲 吉良村長。はい。それではただいまの一般質問その後、農業振興持続可能な農業を推進、加工施設流通についてお答えします。まず、質問の趣旨1でございますが、村内農産物加工施設の状況と課題をどう認識し、今後

の6次産業化推進と村民の多くが利用できる施設となるための対策、推進策についてお答えいたします。現在、村内施設におきましては、村で整備しております加工施設としましては、あそ望の郷内にみそ加工施設がございます。このみそ加工施設は、あそ望の郷にて、施設運営管理を行っていただいております。使用料を払い、使用料を支払えば、どなたでも利用できるという施設でございます。一方この施設は不特定多数、不特定多数が使うことによって、販売を目的とした加工施設としましては保健所の許可がなかなか難しいという状況でございます。その施設の利用者は、我が家の米を原料に持込み、自家用みその製造がなされております。村では、令和5年度に、発酵機更新など、住民の皆様が継続して村の農産加工施設が利用できるよう、施設整備に取り組んでいるところであります。他方、民間におきましては、木之内農園、阿蘇健康農園、南阿蘇オーガニック、南阿蘇ケアハウスなどの加工施設を有する施設が幾つもございます。農産物の6次産業化は、農産物の加工等による、高付加価値化で、所得向上につながります。また販売を目的とした加工品づくりは、加工施設部門ごとに部屋を分ける必要がございますし、品質管理や衛生管理なども考慮する、考慮すると、専門的な地質や技術が必要であることから、南阿蘇村としましては、販売を目的とした6次産業化につきましては、先に紹介した民間の加工業者などにお任せするというやり方のほうが現実的であると考えております。その上で、民間によります開業等の御相談に際しましては、国や県の補助金の誘導など、御相談に対応することとしております。ただ、現在、行っております地域おこし協力隊によりますジビエプロジェクトによるところのジビエ加工施設についてであります。現在、事例あるいは費用対効果、維持管理体制など、情報収集に努めているところであります。このジビエ加工施設につきましては、村の荒廃地対策等にも有効だと考えておりますので、今後は情報を共有をさせていただきまして、村としてジビエ加工施設についての方向性について、なるべく早くお示しできればと考えております。次の質問2、村が誇る農産物販売販路拡大等、安心安全で安定的な食材供給地となるため、新鮮な農産物加工品分、物流の現状と課題、具体的、対策をどう講じていく考えがあるのかについてお答えをいたします。現在、農産物の販路拡大におきましては、南阿蘇村環境保全農業推進協議会や南阿蘇村農業みらい公社が連携して、村内の宿泊施設や飲食店等で、地元の農産物を使ってもらうためのマッチングシステムの試験導入等を行っております。令和5年度より、学校給食への地元野菜提供について実証に御協力を頂いて、頂いております。また、熊本市内のホテルなどへも、南阿蘇産農産物のPRを進めているところであります。いずれにしましても、供給できる農産物の情報提供等、供給と需要のバランスマッチング、さらには物流等も課題でありまして、

現在、試行的取組を進めているところであります。引き続き、生産者並びに飲食店、消費者の方々へ呼びかけを行い、村の農産物販路拡大の取組について推進してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 河内議員。

○4番河内克也 はい、4番、河内です。今御答弁頂きました。まず流通からですが前後しますが、今のホテルのほうにPRも重ねているということでした。ちょっと補助資料の真ん中の下に全日本司厨士協会、司厨士というのは御承知のとおり各ホテルの料理長さんとかそういう板前さんとかそういう会ですが、司厨士協会熊本県支部会員による村の見学会が昨年11月、また一昨年も行われ、私もちょっと機会を頂いて勉強のために参加をさせていただきました。そこで料理長さんたちとちょうど意見交換をいろいろお話を聞くことができました。その中のアンケート結果で、⑥⑦に、熊本から1時間ほどで生産者さんがしっかり管理されている。安心な食材が手に入るのはとても魅力的という御意見も頂いてますし、7番には阿蘇のブランド力もあります。いろいろなイベントができれば、お客様に新鮮でおいしいものが提供できるのではないかと、非常にうれしい御意見も頂いてます。で、そして上のほうですが、1番から5番には、供給可能な農産物の情報が分からない。安定供給されるのか不安、物流の仕組みがない。そして④には素材ではなく、ベースと粉末冷凍などの一時確保されたものが欲しい。実際に取引するにはどうすればいいのか分からないという御意見も頂いております。こういう意見もあります。次加工場に関して、今答弁頂きましたが、6年前、ふるさとセンターとかののぎく館とかあったんですがそこら全部廃止されて、今のあそ望の郷あとは民間に委ねているということでした。6次産業化を推進するならば、多くの村民、農家の皆さんの所得向上のためには、多くの農家、村民が利用できる、加工場は必要だと私は思います。まずは担当課を中心にですね、加工施設プロジェクトチームあるいは物流、流通専門チームを発足していただいて、全体的に加工場の機能検討、そして技術指導、今村長のお話もありましたけど専門性もあります。技術指導、そして販売目標を定めるなど、行政が所得向上のためにですね、本腰を入れていただき、そして加工流通の変化の必要性が高まっておりますので、是非新しい形の確保、流通の仕組みを検討していただきたいと考えます。繰り返しですがプロジェクトチーム専門チーム、タスクホース的なチームをですね、そういう組織をつくっていただいて、知恵を出し合って、村全体でスクラム力で、これ3回目ですが、村民の皆さんの所得向上のためにですね、頑張っていたいただきたいと思います。この件についてはもう、答弁はよろしいです。是非、本腰を入れていただきたいと思います。以上です。

○議長山室昭憲 河内議員。

○4番河内克也 はい。2問目に入ります。一般質問、そのあと、村の選挙公報発行についてお聞きいたします。資料を活用し、簡潔な質問にします。3年前、私が議席を頂いてすぐでした。令和3年第1回定例会で、村の選挙公報の発行についての一般質問を行いました。御面倒ですが資料 No.2 を御覧ください。選挙公報の発行はという私の質問です。ちょっとポイントだけ読み上げます。有権者全体へ平等に、候補者情報を届ける有用な手段として選挙公報があります。発行には条例が必要ですが、村にはありません。合併前はたしか長陽村あったのかもしれませんが。私は政治活動、選挙運動、選挙活動中に多くの村民の皆様から、選挙公報が発行されないことに、前回ですが議員18人立候補しているが、選択する資料がない。何をもとに比較し判断、投票すればいいのかといった意見が多くありました。いろいろ費用、日数と課題はありますが、民主主義の入り口、根幹の考え方からも、発行は重要ではないかという私の質問でした。それに対しての3年前の答弁です。公選法の規定では、投票日の2日前までに広報を届ける必要があります。選挙は選挙期間が短いことから、原稿の取りまとめ、掲載時の決定、印刷配布等の課題をクリアしなければならない。近年転入者の方も多くて、これはありがたいことです。また、選挙期間中、公報発行に関する問合せが多かったという答弁です。今後は議会の意見を聞きながら、選挙公報発行要望に、応えていく必要があると考えていますということで、公報発行の要望に応えていくという前向きな答弁を頂いております。冒頭少し任期に触れましたが、来年3月5日、村長、議会議員とも任期満了となります。多分2月に執行されるだろう村長選、村議選に向けて、選挙公報発行の現在の準備状況をお尋ねします。以上です。

○議長山室昭憲 選挙管理委員長書記長。藤本課長。

○藤本哲章総務課長 総務課の藤本です。質問事項、一般質問その後、村の選挙公報発行についてお答えいたします。質問の要旨、来年3月5日任期満了の村長選、村議選に向けて、広報発行の準備状況を問うにつきましては、令和3年3月定例議会の御質問を受け、条例制定の内容を選挙管理委員会で検討しております。令和3年の定例会でも答弁いたしましたように、村長及び村議選の広報発行につきましては、選挙運動期間が5日間と非常に短く、選挙公報の発行を行う場合には、公職選挙法の規定に基づき、投票日の2日前までに選挙人名簿に登録された全世帯に配布する必要があります。選挙公報を発行するためには、広報原稿の取りまとめ、掲載順の決定、編集、印刷、配達完了までの作業を短期間で行う必要があります。これが課題として挙げられております。また郵便局のエリアメールを活用しての配布を模索していますが、エリアメールは全戸への配達に3日以上かかると言われております。選挙期間の短い村の選挙においては、厳しいスケジュールになります。素早く各戸に届け

る方法としましては、新聞折り込み及び区長配布が上げられますが、新聞折り込みについては、新聞をとられていない世帯には届けられないことや、区長配布においても、各区の配布方法の違いや、区長の体調不良等を考えた場合など、問題点もございます。このように短い選挙スケジュールでいかに実施していきけるのか問題点を整理検討し、村のホームページに掲載する方法やまた、印刷会社への納期短縮のお願いなどを行っております。選管としましては、有権者全体に平等に候補者情報を届ける有用な手段として、選挙公報の印刷物が、各家庭に届けられることが最善であると考えておりますので、最終的には条例制定案などを議員の皆様方にお示しし、来年度3月の村長選、村議選時に実施するかどうかを御判断頂きながら、その結果を踏まえまして条例制定の手段を進めたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 河内議員。

○4番河内克也 はい。4番、河内です。今御答弁頂きました。3年前に質問してから、選挙管理委員会で検討されたということですが、実際は全然動いていないというのが本当、正直なところだと思います。私の今回の質問で、本腰というか、ちょっと動いていただくかなというのもありますんで、もう1回、あと一つ二つプッシュいたします。資料にここに下のほうにワードということがあります。私も前選挙の担当してまして、昔の国政選挙あたりは、1か月前ぐらいからずっと毎日やって、投票日当日は皆さんを応援していただきますが、そして終わって10時頃開票が終わってそれから、結果報告書、研修、次の日県庁あたりに持って行きますんで、それを夜中につくるといって、厳しさも味わってます。選挙管理委員会総務課の人の苦労ての分かった上で質問をしています。このワードの中に、いろいろ考えますと、民主主義、民意で今投票率の低下現象があります。そしてまた、国では、政治不信、政治に関する関心、信頼、政治の透明性が本当に必要である拡大、そのために有権者やアピール、そして選択する資料が必要です。公社の経歴、どういう考えで今まで人生を送ってこられたのかそして、公約マニフェスト、議員にとって村のために何をやりたいのか、そういうのをまず選択資料を提供するのは本当大事です。政治を担う側の責任だと思います。私の思いはちょっと書いてますが、7割ぐらいはもう選挙公報はみんな発行されてます全国で、あとはもう選管の職員の皆様の本当やる気で、それをちゃんと選挙管理委員会の委員の皆様に行政委員会に説明していただいて、動いていただくというのが1番大事だと思います。そして、私は民主主義の成熟度、熟度を図るには、公正公平な選挙、政治の説明責任、村民の皆様が政治参加、報道の自由が指標となると思います。熟度を図るには、指標になると思います。投票率アップ、選挙への関心を持っていただくため、選挙公報は必要です。当たり前民主主義の村として、民主主義の村

として、胸を張れるよう、今問われていると思います。補助資料の1番下に書いてありますが、時間表等をクリアすべき事項ありますが、私は村民の代表として選挙公報は必要だと最後に再度申し上げます。もう1回、書記長の今の気持ちをお聞きいたします。

○議長山室昭憲 藤本課長。

○藤本哲章総務課長 はい。今の河内議員のですね、質問ですけれども、全ての家庭にですね、立候補者の立候補のですね、意思を伝えるためにですね、再度、中身を検討して、選管のほうでですね、話を進めていきたいと思いますので、その都度ちょっと御相談しながらですね、対応していきますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長山室昭憲 以上で4番河内克也議員の質問を終わります。ここで、休憩をとりたいと思います。再開11時20分に再開をいたします。よろしくお願ひします。

-----○-----

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

-----○-----

○議長山室昭憲 再開いたします。3番坂田正也議員の質問を許可します。

○3番坂田正也 3番坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。私は、公共施設トイレの洋式化について、小・中学校のトイレと避難場となる公共施設のトイレの洋式化についてお伺いをいたします。村内の小・中学校のトイレについて、体育館を含めて、和式か洋式の現状をお尋ねします。南阿蘇中学校の体育館は、男子トイレで洋式1、和式3です。女子トイレでは、様式1、和式7です。私は、現在の状況に違和感を感じました。学校教育の現場にして、これではよくないと思います。もっとトイレの洋式化が必要です。さらに、小・中学校の体育館は災害時には、緊急避難場所に使用されます。その際、高齢者や身体の不自由な人には、和式トイレは非常に利用しづらい点があります。早急なトイレの洋式化が必要です。全ての緊急避難場のトイレの現状についてもお尋ねします。以上です。お願ひします。

○議長山室昭憲 福本局長。

○福本道昭教育委員会事務局長 はい。教育委員会の福本です。質問事項、公共施設のトイレの洋式化についてお答えいたします。まず、質問の要旨、小・中学校のトイレと避難所となる公共施設のトイレの洋式化について問うについてですが、近年、各家庭における生活スタイルの変化から、和便器に慣れていない児童生徒も数多くいる中において、和式トイレになじめず、利用を控えるケースを発生させないよう、健康に配慮するとともに、あわせて感染症対策な

どの観点からも、学校施設を和式トイレから、衛生的にもメリットが大きい洋式トイレの改修は、災害時においても、高齢者や、障害のお持ちの方が避難されることにもなり、必要不可欠なものとなっております。このような中、熊本県内の公立小中学校のトイレ洋式化率としましては、61%と全国平均の68%を下回っており、南阿蘇村としましては、78%の設置率で、県内はもちろん全国平均を上回っている状況でございます。また、村内の小・中学校の設置状況を申し上げますと、校舎につきましては、4校とも全て整備済みであります。今のところ、未整備であります南阿蘇中学校第1体育館については、トイレ改修事業費と白水小学校体育館についても、トイレ洋式化に伴う設計業務費用、令和6年度、当初予算に予算要求させていただいております。それ以外のトイレ改修については、年次計画を立て、計画的に洋式化を進めていく予定です。次に、教育委員会所管であります学校施設以外の避難所として指定してある、白水体育館及び久木野体育館の公共施設のトイレ洋式化についても、議員が言われますとおり、大変重要な課題の一つと認識しており、両施設とも村民の交流と、健康増進の活動の場、あるいは災害時の避難所として利用されております。しかしながら、久木野体育館が築29年、白水体育館も築42年と老朽化が進行している状況で、改修内容によっては、トイレ単体の工事よりも、建物全体の大規模改修も視野に入れながら、今後は年次計画を立て、組長、区長と協議を重ね、検討していきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 藤本総務課長。

○藤本哲章総務課長 先ほど教育委員会よりですね、御説明頂きましたけれども、小・中学校及び、社会体育施設のトイレについて、御説明がありましたのでその他の施設について御説明いたします。現在、学校施設以外の避難所が7か所、ペット用避難所施設として1か所、利用しております。この8施設におきましては、洋式トイレの設置はあります。しかしながら一部和式トイレの設置があるところもございますので、今後、和式トイレに関しましては、避難者の利便性を考えた上で、計画的に洋式化に向けて設備の改善を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、補足答弁を終わります。

○議長山室昭憲 坂田議員。

○3番坂田正也 はい。ただいま御答弁を頂きました。今後、避難場所施設のトイレを含め、小・中学校の体育館トイレの洋式化への改修を強く要望します。文科省の補助金等も活用し、早急の対応をよろしくお願い致します。以上で私の一般質問を終わります。

○議長山室昭憲 以上で、3番、坂田正也議員の質問を終わります。12番、橋

本功議員の質問を許可します。

○12番橋本功 12番橋本です。議長2問の質問事項がありますので、一問一答の許可をお願いいたします。

○議長山室昭憲 許可します。

○12番橋本功 ありがとうございます。質問通告に従いまして、大綱2点について質問をさせていただきます。1項目は、学校施設における避難所としての環境整備についてであります。今回は、学校体育館、避難所への空調規制設備と今後の対策についてお聞きします。平成28年に、発生しました熊本地震では、人的被害は17名の方が亡くなり、負傷者の方は149名に上るなど、発災後の対応が課題となった地震災害でございました。避難所での慣れない生活の中で、持病が悪化し、エコノミークラス症候群を発症するなど、避難所生活が負担となり、亡くなる方もおられました。避難所によっては、世帯ごとに、間仕切りしたプライバシーを確保しますが、当時の中学校の避難場生活は、間仕切りがなく、障害のある方、御高齢のある方に、配慮を要することが欠けており、車中泊も数多く見受けられました。避難所の確保、また避難所人数の把握といった課題も挙げられ、多くの本村の避難所運営マニュアルを含めた検討をすべきではと思います。学校は避難、災害時に避難所としても使われます。空調に加え、高齢者からも使いやすいように、トイレを洋式化するなど、災害時の利用を想定した対策も進めると文科省は行っております。災害時には学校体育館の避難所となります。災害避難所という観点から、中学校の体育館のトイレの洋式について計画中であるとのことですので、ぜひとも要望にお応え頂きますようお願い申し上げます。次に小・中学校体育館のエアコンの整備についてであります。学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には、地域住民の応急避難所としての役割を果たすことから、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要であります。地域温暖化がもたらす猛暑日には、夏になると発生する暑さによって熱中症を引起し、命を奪うこともある危険な現象でございます。児童生徒の熱中症対策として、エアコン設置が推進されておりますが、現状では、体育館のエアコン整備は行われていない状況です。特に部活動での体育館使用のときには、大変な暑さの中での練習となることから、熱中症、危険度が増すことが危惧されます。国の緊急防災減災事業債起債期間は、令和7年度まであり、残された時間はもうありません。ランニングコストなども含めば、財政的、負担について検討を行われてはと思います。災害時の避難所となることも考慮し、体育館へのエアコン整備が求められますが、学校における熱中症対策や災害時の指定避難所としての機能強化など、エアコンの必要性について見解をお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長山室昭憲 今村教育長。

○今村了介教育長 質問事項学校施設における避難所としての環境整備についてお答えいたします。その要旨、小・中学校体育館は災害時に避難所として開設される。体育館における熱中症対策や災害時の指定避難所としての機能強化など、エアコンの必要性について、村の見解を伺うについてですが、熊本地震から8年がたとうとしております。避難所としても使用された小・中学校体育館ではありますが、その後も空調施設は未整備のまま、現在に至っております。昨年の夏は、地球沸騰時代の到来とも言われ、各地で猛暑日が何日も続くなどの現象もございました。そのような中で、体育館は猛暑のため、屋外で運動できない場合の体育の授業や、部活動等、さらには、避難所として使用されるため、体育館への空調設備の設置は、熱中症対策としても重要な施策でありますとともに、災害発生時の防災機能強化の観点からも大変望ましいものと認識しております。特に、第1避難所となっている南阿蘇中体育館においては、熊本地震において相当数の方々が避難された経験もございました。そのときの教訓を忘れず、被災者に寄り添った施設としての運営が望まれております。ちなみに、小・中学校の体育の授業においては、熱中症対策として、熱中症予防のための運動指針に基づき、その指数を確認し、こまめな休息や水分補給をしながら、また体育館では扇風機を使用するなどして対策をしているところでございます。さて、文科省において、公立学校施設の空調、冷房設備の今後についてを昨年9月に公表しております。避難所の役割も担う体育館の空調設置及び断熱性確保を進めるよう要請もあつているところです。しかしながら、空調施設設備については、大規模に改修して設置する場合は、高額な事業費が必要でございます。現在は、2025年までに体育館等に新設する場合は、補助率は通常3分の1を2分の1に引き上げ、上限7,000万円の国の補助がございしますが、これから計画するとなりましても、期間的に、そして財政的にも厳しいものがございします。今後設置に向けましては、性能安全性、維持管理の面から総合的に検討し、また、設置の方法につきましても、大規模に導入する方法と据置き型の設置をする方法もございしますので、事業費、ランニングコスト等も十分検討する必要もございします。いずれにいたしましても、早期設置を目指しまして、財政サイドとも十分協議を重ねてまいりたいと思ひます。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 橋本議員。

○12番橋本功 ありがとうございます。これは、空調設備と申しますとですね、確かに体育館はですね、膨大な費用がかかると思ひます。しかしながらですね、まず、今教育長のほうで御答弁頂きましたようにですね、上限額、補助率も今決まっております。この決まった中での空調をどうするかということ

が問われてくるわけですが、簡単なことと言えば扇風機でもいいかって言われるかもしれませんがそういうわけにはなかなかいかないところも出てきます。こうした予算関係について、村長どのようにお考えかお聞かせください。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長吉良清一 ただいまの質問にお答えします。費用はかかるということは教育長から答弁があったとおりでございますが、やはり小学校等の教育環境、あるいは、避難所の環境は改善していかなければならないと考えておりますので、ある程度の費用負担は確保して整備してまいりたいと考えております。

○議長山室昭憲 橋本議員。

○12番橋本功 はい。避難所っていうのはいつ災害が起きるか分かりません。8年前の熊本地震が起きました。このときも私も体育館で寝泊りの経験をしましたけども、これはね、もう本当に大変なんです。普通、その体育館に泊まりなさいなんて言われたらですね、もう、みんな警戒してから泊まりたいという人は誰もいないと思います。こういう中での避難生活というのはですね、是非ですね、皆様知っていただいて、早くですね、村民が避難できる、安心して避難できることをですね、望んでおります。そのためにも、予算というのが先につくべきだと思いますけども、こういうこともですねひとつ御検討頂きたいと思います。以上で私は次の質問に入りたいと思います。

○議長山室昭憲 橋本議員。

○12番橋本功 2項目は南阿蘇村地域整備計画残事業についてお伺いいたします。昭和28年の626水害を機に昭和42年に工事実施計画が策定されて、昭和58年度に立野ダムは建設事業に着手から、41年の長い年月を立て、令和6年2月17日に、完成式が行われました。着手に至る問題は、活断層が存在する地帯であることや、柱状節理の一部が破壊など、世界の阿蘇の自然を環境、観光への影響、白川への影響、貴重な自然財産が失われてしまうという、さまざまな問題が指摘されていましたが、治水は流域住民の生命財産を守ることを目的としております。ダムの名も立野ダムから阿蘇立野ダムに変更して、阿蘇の地名度を観光に生かすことができました。全国的にも珍しい流水型だけに見物に訪れ人は多いだろうと思います。国では、地域住民が安定した生活を営むことができるよう、旧長陽村地域整備計画事業は、基本構想、基本計画とともに、おおむね村づくりが進められました。平成17年、3村合併で南阿蘇村となり、平成30年度、南阿蘇村地域整備計画残事業は見直しされて、平成31年度、整備計画では、この基本計画の中身、政策が基本対策事業として、多目的記念館、ダム駅、スポーツ広場、その他にも自然探索歩道、ダム周辺植樹、栃ノ木地区公園整備などがあります。ダム周辺地域の振興のため、し

っかりとしたこの地域への観光施設を盛り込むことが必要であります。今、立野地域は、急激な過疎化が進んでいる実情から、村が単独で抱え込むのではなく、八ッ場ダムなどを参考とし、将来に向けて、県としっかり交渉を図り南阿蘇村地域整備計画を生かしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。さきの臨時会において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が承認されました。この内容は、鉄道事業の安定した運行に努める。鉄道整備として、トロッコ列車をメインとした観光の利用が増加傾向にあることから、国内外観光客の利用促進を図るため、環境整備を推進するとあります。熊本地震で休止された事業もありますが、残りの事業については見直しがされて、平成31年度から取り込まれました。村長は、2020年度までに基本計画の策定を策定し、整備の計画を定めると述べておられます。特に本村観光に大きな影響を与える3事業の施策について質問いたします。1、南阿蘇鉄道ダム駅の設置。2、多目的記念館設置。3、スポーツ広場等の整備方針について、村長のお考えをお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長吉良清一 ただいまの地域整備計画残事業についてお答えをいたします。南阿蘇村地域整備計画における白川水源地域振興対策基金の計画によりますと、多目的記念館建設、それからスポーツ広場の整備、また南阿蘇鉄道のダム駅の3事業と計画では3事業となっております。現在、多目的記念館の実施経営につきましては、実施設計とスポーツ広場の基本設計を設計業務、業者に委託をしているところでございます。この二つの事業につきましては、令和元年度より、立野地域、立野若もん会、たんぼぼの会の各代表の方々、また有識者であります熊本大学教授の御意見等も伺いながら設計に取り組んでおり、令和6年度に多目的記念館の拠点施設として建設をいたしまして、令和7年度には、拠点施設の横に、遊具広場などの広場を整備をしたいと考えております。この二つの事業の整備における財源は、白川水源地域振興対策基金の活用を考えておりますけれども、この基金のだけでは、拠点施設及び遊具広場の事業費が不足をいたしますので、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用することを考えております。立野ダム駅についてでございますけれども、これにつきましては、高森町及び南阿蘇鉄道株式会社に対し、これまで、要望、そして協議を重ねてきております。検討の過程で重要になりましたことは、利用者動向等、運輸収入の見通しが必要で、新駅建設による南阿蘇鉄道への影響がどのように反映するか不透明であるということをも南阿蘇鉄道株式会社から回答を頂いております。そのため、新駅の設置につきましては、まだ建設にまでは至っておりません。引き続き、慎重な協議、検討を行ってまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 橋本議員。

○12番橋本功 はい。村長この計画はですね。これ村長のほうからも、前回ですね笠野議員のほうから質問されて、答弁をされております。この答弁の中身は、内容は、2020年度までには、策定をちゃんとやりますということを出しております。それをちょっとポイントだけをですね読み上げます。南阿蘇村の西の観光拠点として位置づけ、地域と一体となって村の活性化を図っていきたくて考えている。ダム建設に伴う南阿蘇地域整備計画32項目の事業については、国、県との連携しながら実施していきたいと震災後はその事業の見直しを行い、現在の残りの10項目について、事業を進めているところであると、で、立野ダム工事事務所が整備するダム、管理施設や資料提示の計画と調整を図りながら、ダム工事の仮設、仮設備や跡地に、設置予定の避難所機能を備えた多目的の施設と中広場、さらに、駐車場、そして、ダム駅についても、来年度までには基本計画を策定し、整備の方向を進めていく予定でありますということも村長の答弁をしておられるわけです。今、村長の答弁とですね、食い違いがあるんじゃないかなと思いました。3事業だけでなく、これだけのほかのほうにもですね10事業についてもですね、やるんですよということも村長うたっておられます。これですね、しかも村長ですね、これですね、完成式が1年間延びております。本来であれば令和4年度がですね、令和5年度になったんです。1年間延びている中でもまだこういう状況なのかなというのをちょっと心配しました。ちょっとこの辺りをお尋ねします。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長吉良清一 本当は立野ダム駅についてはですね、私も、これ観光の拠点になりますので、これはもう、あるべきだということでもずっと進めておりました。しかしながら、先ほど申しましたようにこれはうちの村だけで解決する、結論を出すわけではございませんので、協議を重ねてきたわけでありまして。お手元のタブレットにですね、要望書が、配付されている写真、笠野委員長の要望書がありますけれども、これの要望書の1ページのですね、下から2行目、を読みますと、令和2年の6月3日です。令和2年の6月3日開催の阿蘇立野ダムみらい活性対策特別委員会において協議を行い、村に対して要望書を提出することに異論がないと、その後6月12日に行われた議会全員協議会の中で、最終協議を行って全会一致で、立野ダムの建設ダム駅の建設を要望すると決定をいたしております。そしてその次のページにですね、その次のページにこれは南阿蘇鉄道の草村社長から私宛てにいただいたわけでありましてけれども、上から1、2、3行目に、令和2年の6月16日付けで、新駅の要望書を頂いたと、つまり、南阿蘇村から南阿蘇鉄道に、要望書を出しております。その要望の内容は四角い枠で囲んだところがございます。それに、つきまして回

答が令和3年の6月28日に回答が来ておるわけですが、既存の計画を考慮して検討を行っているところだと、検討過程で重要なのが、利用者動向と運輸収入、先ほどの繰り返しになりますけども、運輸収入の見通しであり、また新駅設置による南阿蘇鉄道南南鉄全体への影響がどのように反映するか不透明なところであり、このようなことから引き続き既存との慎重な協議検討を行うことを希望いたしますという回答が届いておりますので、現在のところ、南阿蘇の取締役会等でも協議の結果、こういう慎重に、検討頂きたいという回答を頂いておりますので、今のところ慎重に検討しているところでございます。

○議長山室昭憲 橋本議員。

○12番橋本功 村長、どうもですね、納得いけるお答えではないような気がします。と申しますのはですね、村長もですね、南鉄の役員ではないですか。ですね。そうでしょう。高森の町長の回答じゃないです。南鉄であれば村長も南鉄の役員さんです。でしかもですね、ダムの問題はもうずーっと度々で、ダム駅の問題はたびたび出ておりました。ほいでやっとまだかまだかというときに、土地の問題がありますのなんせいろんなことで、言われてきております。でもダムが完成したからもう今度はもういよいよできるんだと期待感を持っておりました。村長おっしゃるように1万6,400もですね、観光がですね、工事中でも来ているんだと終わったらですねもっとそれ以上のあれだと思っんですよ。これはですね、南阿蘇、南阿蘇村のですね、玄関口の観光の大きな目玉と思っんです。こうしたことがですね、いつまでもそのね何か他人行事のようなお話をされてもらうと本当に困ります。大事なことはどこなのかということを村長知っていただきたい。是非ですね村長これをですね、やり遂げるですね、意欲を持っていきたいと思っんですけど、再度お尋ねいたします。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長吉良清一 先ほど申しましたように、この立野ダム駅はですね、地域振興にもつながりますのでそれはそれはあったほうがいいとずっと申し上げてきたところがございます。しかしながらこれは相手があることでありまして南阿蘇鉄道もありますし、新駅をつくるとなるとですね運輸局の許可も入ります。今新駅をつくるというのは本当にハードルが高い事業でありまして、費用対効果ですね費用対効果がないと、新駅を建設するという事は、許可が出ないという今状況です。ですからここに書いて先ほど説明しましたように、利用者の動向を見ながら、これから検討するという事を再度申し上げます。

○議長山室昭憲 橋本議員。

○12番橋本功 これ、利用者の動向なども現実的に分かっておられると思っますよ。これをですね。何か不思議でならない。本当にその行政はやる気があ

るんだらうかと。1番大事なことは何だらうかっていうことでね知っていたきたい。これ長年でもう半世紀以上です。もうダムのですね建設の話が outcome して、大きな期待感を持ってらるんですよ、それが今、今になってですね、こんなことをお話をされるとね、つらくなりますよ。村民のために何をしないといけないかということだね、もう少し行政は考えていただきたい。村長、早急にお願ひいたします。以上で質問を終わります。

- 議長山室昭憲 以上で12番、橋本功議員の質問を終わります。休憩といたします。再開を13時、13時再開をいたします。お疲れさまです。

-----○-----

午前11時55分 休憩

午後13時00分 再開

-----○-----

- 議長山室昭憲 再開いたします。7番、今村竜喜議員の質問を許可します。
- 7番今村竜喜 はい。7番、今村です。議長より一般質問、許可がおりましたので、させていただきます。今回の質問は通告書にありますとおりワインプロジェクト事業についてです。文書だけでの説明では分かりにくいと思ひまして、議長に許可を得て資料を添付いたしてあります。参考にしていただきたいと思ひます。ワイン用ぶどうの試験栽培においては当時、菊鹿ワインへの視察を行ひ、村長からは村内の後継者がフランスへ研修経験もあるため提案、ふるさと納税を活用し、将来、立野ダム周辺にも推進し、商品化を目指す、ブドウは3年後、商品は5年後、ワイン販売は、7年後の生産となり、この地域に來ないと飲めないというプレミアム化を図り、観光客への呼び水にしたいとのことで、平成31年3月定例会での記録が残っております。その月27日から28日に、2品種、カベリネソウビニオン120本、ヤマソウビニオン50本合計170本の苗を定植、ブドウ棚の設置生産施設の補修を行ひ、ふるさと納税の返礼品や村内での限定販売ということで開始、事業は当初計画のとおり順調に推移し、苗木は成木となり、安定した収穫量が望めるところまで來ています。これまで、合同常任委員会、議員全員協議会などで幾度となく質問や説明がなされています。初めの2年間は苗木の育成のため、果実の収穫はありませんが、蔓の誘引や枝の剪定などが主な作業であったと思ひます。3年目に初めて1,406キログラムの果実を収穫しています。村としての事業推進であるため、担当課もプロジェクトの成果を上げるべく、できる範囲内で、特に青果物の収穫やほ場へと出向き作業していることを確認しています。ここから熊本ワインファーム株式会社への加工製品製造の工程が追加されてあります。当然のことながら、行政は酒類販売業の許可を得ておりませんので、かわりに、第三セクターあそ望の郷へ販売を委託し、事業が稼働し始めました。それまで、

ワイン用ブドウ肥培管理委託契約書が月3万円×12か月、年額36万円を平成31年4月1日から平成36年、元年号では令和6年になりますが、3月31日までの期間を対象に、平成31年4月1日付で契約がしてありますが、それに上乗せして、農作業受委託契約書を令和5年3月1日から令和6年3月31日までの期間を対象に、令和5年3月1日、つまり令和4年度決算最終月に契約が締結され、委託料の額及び支払い方法について、第6条に定めてあり、別表記載によると、収穫量に応じて、1キログラム当たり1,000円、税別ですけども、これを委託料として支払う。ただし、成木になる令和5年度、令和6年の3月31日となりますが、それまでは、反収が見込めないため、年額36万円を加算して支払うものとし、令和3年度から適用すると。あります。同じくして、生産物の売払いのため製造を依頼した熊本ワインファーム株式会社とも、売買の契約が取り交わされているものと推測されるとともに、試作品の製造については、業務代金が収支されていることも決算状況から確認ができます。令和4年11月22日の経済建設常任委員会において、業務委託先への栽培管理料算出基礎として3点提示してあり、①、令和5年頃まではぶどうの収穫がないことを想定していたので、想定した契約であった。この想定よりブドウが早く、生育早くぶどうの剪定制止や収穫にかかる作業が増加したため契約を見直すもの。②県農業経営指標2020の連棟ハウス、30アールでの食用ぶどうの栽培の場合、10アール当たりの労働時間は328時間となっている。ワイン用ブドウ栽培という前例のない業務の特殊性を考慮して、1時間当たり報酬を2,000円とすると328時間8時間×24アール×2,000円。157万4,400円であり、妥当な契約額である。令和5年度までは契約が継続しており、試行期間であるため、熊本ワインファーム株式会社のブドウ売払い収入プラス、36万円を管理委託料とする。③今年度は約1,000本のワインをふるさと納税、納税額なら1万3,000円が必要なんですけども、その返礼品にすることで、納税額1,300万円となり、返礼品代金や手数料を差し引いても500万円程度の税収が見込まれるとあります。これをもとに、令和3年分1,406キログラム相当分の生産物売払い収入プラス36万円。190万7,000円が業務委託先へ支払われています。以後、令和4年には2,014キログラム。令和5年には3,365キログラムの収穫実績を上げています。村で苗木を購入し、施設の維持補修も実施して事業を進めたのであれば、管理は業務委託料を支払ったとしても、その果実は所有者、村の生産物であるはずで、であるからこそ村に対して、熊本ワインファーム株式会社から、生産物売払い収入ということで、歳入となっています。資料では中央の青い矢印の部分です。なぜ同額相当額を業務委託先へ歳出、支払う必要があるのか。そこで、1点目、長期にわたる栽培実証と村に対する費用対効

果について答弁をお願いします。2点目、村として南阿蘇、〇〇ワインという
ことで販売予定であったんですけども、現には、ワイン用ブドウの生産が主体
となっており、生産物売払い収入の増額相当額が種苗、肥培管理費として業務
委託先に支払われています。村には一切の経済効果を発生せず、財政改革を進
めている村にとっては、事業の中止や見直しが検討されるべきではないでし
ょうか。令和4年11月22日の常任委員会資料から見れば、令和3年分の精
算分は時給2,000円での算出は妥当な額とありますが、面積の面積も作業
時間の変更もないとすれば、令和4年度収穫量2,014キログラム、売上高、
売上げ額217万5,120円は、時給が2,763円、令和5年収穫量3,3
65キログラム、売上げ額363万4,200円では、時給4,616円という
数字になります。以下に契約が締結されているとはいえ、この執行については
納得がいきません。契約の変更については、農作業受委託契約書第7条に契約
を変更する場合は、甲乙協議の上、その事項をこの契約書に明記するものとす
るとありますので、まだ契約期間内であるため、協議されることを提案します。
この事業の発案者でもある村長の考えを伺います。それから3点目です。締結
している、業務委託期間が令和6年3月31日に、契約期間満了を迎えます。
今後の事業展開を含め、令和5年12月定例会本会議の質問に村長からは、民
営化を進めるとの答弁がっております。その後約2か月経過しておりますが、
どのような交渉され、どのような手順で民営化を進められるのでしょうか。
以上、質問いたします。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長吉良清一 ワインプロジェクトについてお答えをいたします。まず、質問
要旨の1番、長期にわたる栽培実証と村に対する費用対効果はについてお答
えいたします。支出に関しましては、これまで、苗代、借地料、棚設置工事な
ど、令和5年度予定額を含めると、2,026万299円。2,002万6,
299円。となります。収入につきましては、ブドウ販売収入が732万7,
800円、ふるさと納税が本年2月末時点で、181万5,500円。となっ
ておりまして合計で914万3,300円となります。ぶどうワイン用ブドウ
栽培は新たな取組でありまして、栽培実証期間として、管理費など歳出増とな
っておりますが、テレビや新聞などにも取上げられるとともに、ソラシドエア
ーのインターネット販売で採用されるなど、南阿蘇の知名度向上には少な
からず貢献していると考えております。支出は今後減少する一方で、ふるさと納
税は増加すると見込まれるため、費用対効果は年々高まっていくのではない
かというふうに考えております。次に、質問の要旨2番ですけれども、計画の
段階では、ワインのラベルに南阿蘇ワインということの表記を計画をしてお
りましたけれども、酒税法の果実酒等の製法品質表示基準によりますと、醸造

するワイナリーが市町村内、または隣接する市町村でない場合は、南阿蘇の地名を銘柄に使えないということとなっております、このもうハードルを越えることができませんで、現在の表記としております。次に質問の3についてお答えしますと、西日本でのワイン栽培は、雨が多いということで、とても難しいという中で、ハウス栽培、また断根という方法をとっております、良質のブドウが生産できて、ワインも高い評価を頂いているところであります。実証期間を終えまして、今後は民間への払下げを行う方向でおります。民営化の手順につきましては、令和5年度中に、ワイン用ぶどうの栽培管理を行う生産者を公募し、南阿蘇の赤ワイン生産が続けられる対処をつくっていきたくと思います。料金の設定について、委託者と交渉という、提案もございましたので、まだ3月残された期間で再度交渉していきたくと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 今村議員。

○7番今村竜喜 今、答弁を頂きましたけども、2点目のところはですね、商品名のことについてしかお答え頂けませんでしたけど、商品名は確かに隣接もしくはその区域内と地名あたり特に商標登録関係については難しい面があるかと思っておりますので、使えないというのがほとんどあるとは思っています。実際には質問しておりましたように事業の中止や見直しという部分についてはちょっと触れていただかなかったかなあと思っております。また3点目の質問についてもですね、今の方と交渉ということでも、5年間の支払いを済ませるのにですね、このままで支払いをしてしまうつもりなのか、もしくは変更されるならばですね、この契約期間内でないとできないのではないかという、こちらの提案だったものですから、このままを実際お支払いになるのはいかなものかというふうに思っております。実際に収穫されたブドウをもとに生産されたワインの流通について申し上げますと、令和3年分は1,030本、先ほどの話からすると、ふるさと納税の返礼品として取扱い、品代や送料を差し引いても、500万円の税収が見込まれるとありました。初年度は試飲用サンプル配布、またダム事務トンネル貯蔵などにも消費していると思っております。資料によりますと生産本数は、令和3年が先ほど言いました1,030本、令和4年は1,460本、令和5年分はですね、まだたる詰めの状態ではありますが、換算していくと約2,450本、計の4,940本程度が製造されていることとなります。原料は全て相手方が購入されておりますので、所有権も相手方にあると思われれます。村の商品であれば、棚卸しが発生するので、資産として繰越し在庫品を計上しなければならないのではないのでしょうか。また、預けているのであれば、倉庫保管料の発生も考えられます。プロジェクトであるならば、原料生産、加工及び製造、商品化したので、販路先など、販売状況まで

追跡されていると思います。実際生産されたワインの追跡状況と、在庫があるのであればその状況についてお尋ねをいたします。

○議長山室昭憲 下田農政課長。

○下田朱美農政課長 農政課の下田です。すいません、ワインの管理状況についてお答えいたします。資料のほうを添付させていただいておりますが、補足の上説明させていただきます。令和3年産ブドウで生産されたワインは1,030本、令和4年産ブドウで生産されたワインは1,460本であります。令和5年産ワインは、議員もおっしゃいましたように、現在収穫し、熊本ワインにおいて、たる醸造中であり、記載した本数は見込みであり製品となっておりますので、合計製造本数は、令和3年、令和4年ブドウでの生産本数合計2,490本としております。うちあそ望の郷が720本入荷し、587本を在庫販売、在庫133本となっております。表に示しておりますふるさと納税額は、一本1,300、納税額1万3,000円で算出しておりますので、正しくは政策のほうから回答頂きました村長答弁のとおりで、181万5,500円に修正させていただきます。また農政課では熊本ワインから180本をサンプルとして入荷し、令和4年産ブドウのワインを40本あそ望の郷から購入しております。合計220本うち配付済み68本、残り152本はダム貯蔵在庫として保管しております。熊本ワインにおきましてはあそ望の郷、農政課以外ソラドエアーなどへの販売も含め、製造2,490本うち994本を出荷1,496本が熊本ワインでの保管在庫となっております。南阿蘇はブドウを出荷しておりまして、ワインにつきましては、熊本ワインさんの所在となっておりますことを申し添えます。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 今村議員。

○7番今村竜喜 はい。今、在庫等については資料も含めて提示してありますので、あえて、申し上げることはないと思いますけども、最後に分かったことは、要するに村のワインではないと。要するに熊本ワインさん所有のものを仕入れて、酒類販売の営業を許可をもらってる方が販売されるなりなんなりという形での動きが主体であるということですね、よく分かりました。今回のこういった質問を通してですね分かったことは、ワイン用ぶどうを栽培してそれを原料にワインを生産する。ふるさと納税の返礼品や、村内での限定販売、観光客の呼び水としてスタートをしましたが、経費は全て今話をしておりますとお村の負担です。ということは、村民からの税金が使われているということです。本日の質問以降にですね、執行部の対応や協議によって、結果に変化が生じると私は思っておりますけども、指摘がなかった場合、全て計画どおり執行されていたとすると、ふるさと納税の返礼品として取り扱った分の税収は確保できたとして、資料では、右側の大きい枠の中の部分ですけども、村の

歳入分、原料売上げ732万7,800円と、村負担分、初期投資や施設整備を含めた実質経費1,269万8,499円。総額約2,000万円の経費を費やしたことになります。新規事業の達成にはある程度の経費が必要であることは承知します。が非常に数字が大き過ぎます。事業成果として生産物売払い収入を確保し、経費も収益高を限度として計算しなければ、実質プロジェクト事業決算は赤字となります。少しでも赤字幅を減らす努力をしないと、事業の成果も効果もあらわれません。今後は当初分の改修も考えてあるのでしょうか。また、村の生産物として在庫が先ほどないとありましたけども、発行、できたワインについては、販売戦略にも力を入れてまず、在庫の解消を図るべきではないでしょうか。購入希望の方は在庫切れならば予約という形で待ってくれますので、新たにできた、新酒を発送すればよいわけですから、プレミアム感も増すと思います。酒類販売という限定された販売方法となりますので、酒類小売店への流通方法などを、商工会などに協力を得ながら進めていく方向もあるかと思えます。小売店に聞きますと、販売価格3,900円は高過ぎるので取り扱っていただけないのが現状のようです。商品が消費者に渡っていかないことには在庫が増えるばかりですので、事業の継続は難しくなります。この件については、1月29日の全員協議会において、令和6年以降も継続して取り組んでいきたいと説明を受けておりますが、この事業としてはどのような結果を求めていくのですか。村長としては、相手方の強い要望があり、再度5年ということをご提案されておりますが、契約については引き続き協議していくとも発言されております。ワインプロジェクトは将来どうするのか。ワイン用ブドウの生産技術を普及させて赤ワインの増産を目指すのか。民間で生産から販売でやりますという方向にいくのか。村は大体何のために何をやってるのか、プロジェクトの意味が分かりません。農家はいいかもしれませんが村民が納得いかないと思います。早く方針を決めて決断していないため混乱を招いています。今後、将来のビジョンが描けていたのであれば、生産体制を確立できたものとしてプロジェクト事業を終了し、次のステップへ進まなければなりません。もう一つの手段として民営化に向けて公募するという方法もあるかと思えます。約5年の歳月と経費を費やして進めてきたこの事業、事業継承の時期だろうと思えます。経済効果の検討として、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとあります。課題は残りますが、終結すべきだと思います。村長の意見を伺います。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長吉良清一 ただいまのさまざまな御指摘、そして提案、重く受け止めております。現在思うように進まなかったということは本当に反省をしなければ

ならないと考えております。この前の全協で申しましたように、ワインは、今のワインは3年、を寝かすと安定して味が安定してくるということでございますので、これから、販売に力を入れていきたいと考えております。さらにふるさと納税をいかにこう伸ばしていくかということが大きなポイントになってくると思いますので、しっかり、そうしたことで、村の村のためになるような、そういう方向に、努力してまいりたいと考えております。

○議長山室昭憲 今村議員。

○7番今村竜喜 とりあえず造るだけ造っていけばですね、今、資料に示しておりますように、令和5年産が3,365キロという生産があっておりますけれども、それから考えますと、やがて3トンはもう例年の収量が確保できるんじゃないかというふうに見とけば、1年に2,000本以上の生産が出来上がるということになりますんで、非常にそこら辺あたりも、苦慮するところであると思います。販売というか、簡単に販売といいましてもですね、ただ、村長もあと任期がですね、もう2期目もあと1年ということで、任期満了まで来れば、なりました。もうこの事業はもっとしっかりと精査をされまして、私たち議員もですね、村民の代表ということでこちらにおりますので、村長だけとか、執行部だけの会議、話し合いだけではなくてですね、議会にも協力しながら進めていただくことをしっかりと切望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長山室昭憲 以上で今村竜喜議員の質問を終わります。11番、笠野眞喜議員の質問を許可します。

○11番笠野眞喜 お疲れさまです。11番、笠野眞喜です。議長のお許しがありませんので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。アスペクタの河津桜も咲いて南阿蘇にも春が訪れる季節になり、観光客もですね増えてきております。もうしばらくすると、春休みも始まりますが、農家の方も、現場の作業が多くなって行きます。交通災害のないことを祈る、今日この頃です。村の宝である子どもたちの子どもたちのことをいち早く対応してくれています、教育委員会、子育て支援課の方には本当に感謝しております。先日の、みやま市の学校給食の事故も、直ちにですね、指示、指導していただきました。いつもですね、この人たちには、即回答し即返答が返ってくることを本当にこううれしく思ってます。今回の質問は、本村の児童生徒の不登校生に対する現在行っている対策と今後どう不登校生にどのように接していくのかの質問です。全国で増えている不登校生問題で、文科省も、いろいろ対策を検討しているようですが、全国では30万人の小・中学生の不登校がいらっしゃるようです。熊本県では5,353人、高校生も、770人の人がいます。前年に比べて、小・中学校で、1,202人、高校では199人が増えたそうです。熊本県は、

あんまり有名じゃいけませんけども、全国で4番目に不登校生が多いそうです。本村では、児童15人、生徒18人の計33人の児童生徒が長期欠席者扱いになっております。不登校生の児童生徒が増えた要因については、熊本県の教育委員会は、学校に対する価値観の多様化やコロナ禍で、学校を休むことに対する抵抗感が小さくなったことなどが挙げられるのではないかとしております。本村の不登校生の現状は、学校における、人間関係とか遊び、非行はないようですが、不安とか、無気力、その他があるようです。今回は私なりに不登校生を減らすことをちょっと考えてみました。質問の①、の学校以外での学び方と進路の件ですが、村の教育支援センターフラココに、現在12人の小学生、5人の中学生、小学生5人、中学生7人が利用しています。小学生のときは、フラココにしか行けなかった児童が、中学になってからは、フラココを利用しながらですね、中学校に行っている生徒もいるようです。フラココでは、児童生徒の送迎もしていただき、保護者の方からはですね、本当に、助かると聞いております。フラココでまたこんな話も聞きました。フラココには何か卓球台もあるそうですが、1人の子どもが卓球に興味を持ち、フラココに通うようになったそうです。それも一つに家から外に出られる機会ができたかなと思っています。子どもたちもですね、ちょっとしたきっかけで、不登校生というのは、家から出られない子どもたちもいっぱいいますので、ちょっとしたきっかけでこうやってフラココまでも行けるように、なっていくのは本当にこういうことだと思っています。一人一人の不登校生の状況を把握するのは本当に難しいと思われませんが、根気よく、今支援をされておりますので、今後もよろしく願いいたします。不登校生だった生徒も、2年生、2年生ぐらいになる子どもおりますけども、今は高校や専門学校のことを考えているようです。勉強もちょっと遅れている場合もありますけども、助言や指導で工夫すれば、高校に行ける生徒も出ていくと思いますので、今後ともよろしく願いしておきます。質問2の、②のクラス担任の先生が対応しているが、専門の先生に任せるのは、の質問ですが、担任の先生は、授業のことをしながら、毎朝不登校生の状況把握や指導をやっております。先生にも、相当な負担になっているのではないかと感じております。先生のケアのことも考えながら、不登校生の対応の先生が必要ではないか。また、家庭の児童生徒のことを、しっかり、状況を調査し、児童、生徒指導はできないでしょうか。先生たちも、学校に遅くまでおられて、授業等の準備をされたり、教材の準備をされたりして、本当遅くまでこう、学校におられます。先生たちも家庭もあります。それも大事だと思います。先生たちの働き方改革として考えていただきたいと思っております。質問の③のオンライン授業やホームスクールを利用した不登校生対策の件ですけども、ネット上での仮想空間でみんなとしゃべったり、授業やクラブ

活動に参加したり、それはフリースクールの企画ができれば、不登校生のみんなもこうゲーム感覚でゲーム感覚で参加ができると思います。現在、これはちょっと別な企画でやっておりますけども、政策企画で行っています。VR空間やメタバースのような、さまざまな、学び環境学習スタイルを合わせれば、不登校生という、元年がなくなるのではないかと考えております。ホームスクールでは、家庭を拠点として、教育してはどうかと思いますが、例えばですね、家事を中心にした家庭学習の組立てや、親が勉強支援などです。一人一人の個性を生かした支援を行い、1人でも学校に来られる対策ができればと考えております。質問の④塾や習い事の件ですが、児童生徒が、今日は学校に行きたくないといったときですね、なら昼からちょっと習い事にでも行くかと言って話かけ、子どもたちが気軽にですね、選択できるようにすることで、学校が苦手な子どもたちがその子なりに頑張るのではないのでしょうか。学校の中だけでは、学びを完結にしないで、いろんな教育サービスを組合せ、選べるスタイルを使ったらどうでしょうか。今まで4つの質問いたしておりますが、教育長の御答弁、3回目か4回目となりますが、よろしく願いいたします。

○議長山室昭憲 今村教育長。

○教育長今村了介 それでは質問事項、義務教育における不登校生の対策についてお答えいたします。その要旨、村内小・中学校の不登校生に対する現在行っている対策と、今後、不登校生にどのように接していくかを問うについてですが、先ほど議員のほうからも申し上げましたが、文科省がですね、実施しております児童生徒の問題行動、不登校調査の令和4年度の全国小・中学校の不登校数、不登校者の数がですね、およそ30万人ということでございます。小学生が10万5,000人、10年前の約5倍、中学生が19万4,000人で、10年前の約2倍となっております。前年度から22%の増加、過去最多となっております。原因としては、コロナ禍で生活リズムが崩れたこともありますが、居場所がない、友達関係、先生との関係、昼夜逆転については、ゲームへの依存等も含まれますが、生活リズムの乱れなど個人差はあると思いますが、今述べましたことが多くの理由となっております。このように心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景などの何らかの理由により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、学校に行けない子どもが全国的に多くなっている現状です。本村においても、現在長期欠席者数が児童が15名、生徒が18名の計33名、うち不登校該当の児童が7名、生徒は15名の計22名となっております。議員からは不登校に係る課題として4項目ほど御質問を頂いております。毎月ですね学校の校長先生の校長会においても、この不登校対策については、課題としてですね、各学校からの報告を受け、対策も講じているところですが、私は、改めて各小・中学校の校長先生に、この

4項目に関して、ことで実践されていること。また、4項目以外に、不登校に関する課題について各学校の対策等をお聞きしまして、まとめましたので、その報告をいたしたいと思います。すごく長くなりますけども、御了承頂きたいと思います。まず①の学校以外での学び方と進路につきましては、今申されました本村教育支援センターフラッコでの学び、またその他におきまして、児童家庭支援センターふわり、児童発達支援多機能型事務所き・き、相談支援センターケルン等での学びなどがございます。中学生における進路については、不登校であっても受験をして、高校へ行きたいという、進学書示せる生徒に対しては、高校進学等も可能でございます。また②につきましてクラス担任等の先生方が担当対応しているが、専門の先生に任せる方法等については、についてですが、担任以外に、養護教諭、管理職等において対応するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部の関係機関にお願いするなど、積極的な活用を図り、各学校において対応しております。またスクールソーシャルワーカーは、家庭によっては保護者のサポート、例えば経済的な面などの相談等を行っております。先ほど先生方が大変な思いをされております、議員からもお話がございましたが、不登校生に対する強化策としては、不登校生に対する加配の教員等もですね、今後も要望を行っていきたいと考えているところでございます。それとオンライン授業やホームスクールについては、オンライン授業はですね各小学校においては現在行っておりません。中学校において実施をしておりますが、パソコンのトラブル等でうまくつながらなかったり、つながっても、一方通行の授業になることが多く、質問や友達の意見交換等ができずですね、授業内容が分かりづらいということがネックになっております。塾や習い事については不登校生が、現在塾や習い事は各学校ではしていないという回答でございましたが、先ほどの御質問の中でございますけども、何かのきっかけづくりがですね、必要かと思っておりますので、また地域の方々との交流も含めましてしっかりとそのきっかけづくりをつくっていきたいと思っております。以上が4項目についての答弁とさせていただきますが、各小・中学校においても、いろいろな未然防止も含めいろいろな取組がなされておりますので、その取組の1例を紹介させていただきたいと思っております。白水小学校では、不登校生、傾向にある子どもに対して、4月初めにですね、新学期が始まる前に、これ春休み中でございますけども、管理職、担任で家庭訪問し、担任を知らせます。そして、これはね本当は通常は始業式のとときに担任発表行うんですが、その前に担任を知らせるということでございます。その始業式の日程等を教え不安なく始業式に登校できるようにしております。また学習の遅れがある子どもに対しては、放課後個別指導を継続しております。帰りは保護者に迎えに来ていただき、そのとき保護者とも話し機会が

持てるので、保護者との連携がとれるというところでございます。また、運動会や学習発表会など、行事をもとにその行事行事の短期目標を設定し、意欲が継続できるようにすることで、登校できるようにつなげております。また、欠席した児童には、必ずその日のうちに担任が電話をかけるか家庭訪問をするようにしているところです。未然防止策としては、係活動や委員会活動等の役割を持たせることで、出番を増やし、自己有用感を高め、児童の居場所づくりを図っております。安心できる学級学校づくりに全職員で取り組んでいるところです。久木野小学校では、みんなが楽しい学校をみんなで作るあったか学校づくりを推進しております。その中で、日々の授業確認、学びの充実を図りながら、一人一人の児童が認められ、児童自身が日々の成長や満足、自分の居場所を感じられるよう、一人一人に寄り添った教育を大切しながら、未然防止に努めております。また、多くの職員が目で見つめ気になることがあれば月に1回行う子どもを語る会やさまざまな機会を通して情報の共有を行い、担任のみに任せることなく、組織での対応を大切にしております。保護者との情報を共有し、連携もしております。現在不登校の6年男児は、村の教育支援委員会での検討も踏まえ、中学進学時の支援学校への就学が決まりました。4年児童は、本年度途中より、本年度途中より、毎日村の教育センターフラココですね、に通うようになり、昼休みの交流を中心に学校へ顔を出す機会もありました。保護者も毎週朝からフラココに行く前に、児童とともに学校に寄せられ、担任と情報共有されております。その保護者からは、2月の学校評価アンケートの記述欄に、児童が自分の気持ちを伝えやすい環境づくりにいつも御尽力頂き感謝しております。今後も先生方への負担が軽減されるような児童と先生方双方に心地のよい、心地よい学校となっていただくことを願っておりますとの御意見も寄せていただいております。多様化する現代社会で保護者の考え方も多様な中、不登校の問題はアプローチし続けることが大切だと考えております。本校職員も粘り強く、児童や保護者に関わり続けております。今後も全ての児童の社会的自立と成長のために、一人一人寄り添うことを大切にしていきたいと思います。南阿蘇西小学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関との連携を図り、定期的なケース会議等も行いながら、個別の支援体制をとっております。県の指針に従い、家庭や専門学校との連携を図りながら、児童の実態に合った対応を行っております。特に、経験年数の浅い担任のためにも複数体制で対応することに心がけております。また専門学校機関や保護者を交えたケース会議等も行いながら、組織で継続して関わり続けることを大切にしております。南阿蘇中学校では、不登校マニュアルにあるとおり、未然防止と初期対応が何よりも重要であると考えます。長期対応になれば、家庭も学校も、関係機関も多大な労力を要します。令和の

不登校対応は、社会的自立が目的であります。子どもの周りにはいる、大人が共通認識のもと、対応していかなければなりません。まずは子どもたちの居場所を見つけてやるのが、大事であるとの見解でありました。以上のように、各学校においてはさまざまな対応や実践をしながら、未然防止対策や現在不登校児童生徒に、対する学校としての温かい支援指導を頂いているところでありますが、不登校に係る課題に取り組むことは、児童生徒の将来に向けて、誰一人取り残されず、安心して学ぶことができる学校づくりに欠かせないことであり、各小・中学校においても最重要課題として、1日も早く登校できることを願う思いも含め、報告をさせていただきました。なお、未然防止策としては、熊本県教委が作成している熊本夢のかけ橋プランにおいて、愛の1・2・3運動プラスワンをもとに、欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、各学校においても実施しているところでございます。プラス案、先ほど言いましたプラス案として、欠席が10日に達する前、先ほどから述べておりますようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善にも努めていただいております。教育委員会としましても、1日も早く普通の学校生活に戻っていただきたい、そのような思いの中で、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育会改革法に基づき、教育支援センターフラココを令和元年に設置し運営をしております。自立に向けての心理的支援、学習支援体験活動、教育相談等を実施しながら、学校には行けないが、フラココまでならどうにかいける子どもたちもいます。この状況に応じた指導、支援を頂いているところでございますが、このような取組の中で小学校時は登校できなかった子どもが中学校になったら、学校へ登校できるようになったなど、子どもたちの心境の変化も見始めております。現在の課題を抱える子どもたちの居場所づくりは大切であり、今後も子どもたちに寄り添い頂きそして学校と家庭の橋渡しをする機関として、今後も活動続けていきたいと考えております。先ほど申し上げましたが、不登校になる人は家庭の事情学校になじめないこれらの影響、昼夜逆転などさまざまです。各家庭を訪問しても会えない会っていただけない児童生徒もいますが、各学校においては根気強く、地道な努力がなされております。1日も早い自主登校念頭に、環境整備を追求しながら、魅力ある学校づくりを目指し、誰もが安心して通える学校づくり、よりよい学校運営に向けて頑張っていることを申し述べさせていただき、終わりたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長山室昭憲 笠野議員。

○11番笠野眞喜 御答弁ありがとうございました。村教育委員会、子育て支援

課もしっかりと不登校生に対することをやってることが今の答弁でしっかり分かりました。先生たち、教育委員会、とまた別にですね、私たち地域の親で
すかね、そういう人たちがしっかりと見守ってやっぱり不登校生・・・しながら、
そういう、見かけたら何とかこう声かけていかれるような体制ができたら
と思っております。また不登校生の中には、ゲーム依存症の子どももおると思
いますが、ゲームの内容次第では不登校生をなくせるのではないかと思います。
フラココでもですね、ゲームされていいのではないかと思います。家から
出す工夫が必要ではないかと思います。また図書室を利用した、そういう支援
も考えていったらまた、あそこの実習室かなんかでですね、勉強する機会を
与えたらまた、図書室までは行けるとか、フラココまでは行けるとか、そう
いう子どもも出てくると思います。うちに小学校2年生の孫がいますが、よく
私も分からんとぼってんスイッチっていうゲームがあります。その中で、う
まいところ両手を使いながらですね、じいちゃん家と畑つくったって何の
ことかと思ったら、やっぱそういう中で、自分の思った家とか畑とか、こ
こにある今じいちゃん何ば植えたよとか、そういうことをしながら、子
ども一人一人がですね、家の中の設備とか、そういうのをずーとこうつ
くっていくわけですよ。そういうのもこう、フラココやら図書室やらで
ですね、そういうことができたなら、不登校生を家から出す一歩が
できるんじゃないかと思います。また各地区には手先が器用な高齢者
とか、老人会の集まりで、昔話じゃないんですが昔はこやんこやん
だったとか、ちょっと話を聞いたり、ちょっとしたものづくり、
とか、今ジャガイモ植えるなら、ちょっとじゃがいもうえでもかせ
せんかいとかちょっとこうちょっとした声かけで、家から一歩出て
くる児童生徒もおるんじゃないかと思います。そういうきっかけ
づくりが大切と考えております。不登校生が取り残しが
ない施策、さっきからしないようにするということ
ですが、そういうことをですね、村全体、村民が、考
えていかなければならぬと思っております。今後とも
ですね不登校生に対する指導助言のほうよろしく
お願いして私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長山室昭憲 今村教育長。

○教育長今村了介 ありがとうございます。今、笠野議員さんから言われま
したとおりやはりきっかけづくりが大事かと思
います。あと地域の方々も、一緒にですね地
域とともにある学校づくりを
図っていきたいと思
っておりますし、
いわゆる5者連携、子ども保護者、
地域の方々、先生、行政ですね、
特に地域の方々にも応援
頂ける環境があれば、今言
われたとおり、声かけ等も
していただきながら
ですね、できる限り少
しでも、きっかけをつ
くっていただき外に
出られるような、
そういう体制を
ですね、皆さん、
議員さん方も
とともに私ども
もですけども、
そういう環境
をつくって
いきたいな
と思
って
おり
ます。またL

〇〇Pみなみあその活用、VRの話もありました。フラココでもですね、ゲームをしたりですね、一つ、中学生が小学生に勉強していたりしながら、そういう体制もとっておりますし、勉強だけじゃない遊びもありましてですね、そういう環境でもあります。今後、不登校生が本当1日も早く、これは地道にいかなくちゃいけないと思いますけども、1日1日を地道にしっかり努力しながら、1人でも早く登校できるような体制をとっていきたいと思います。終わります。

○議長山室昭憲 以上で、11番、笠野眞喜議員の質問を終わります。



○議長山室昭憲 以上で、本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。常任委員会では、執行部から提案されました案件について、十分な審査をしていただき、15日の本会議に臨まれるようお願いをいたしました。本日はこれにて散会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れした。



午後1時 分 散会

第 2 号

3月15日 (金)

令和6年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年3月15日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1

日程第2 議案第11号

日程第3 議案第12号

日程第4 議案第13号

日程第5 議案第14号

日程第6 議案第15号

日程第7 議案第16号

日程第8 議案第17号

日程第9 議案第18号

日程第10 議案第19号

日程第11 議案第20号

日程第12 議案第21号

日程第13 議案第22号

日程第14 議案第23号

日程第15 議案第24号

委員長報告

南阿蘇村森林環境整備基金条例の制定について

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

南阿蘇村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

南阿蘇村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員

		及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 25 号	南阿蘇村阿蘇白水温泉条例を廃止する条例の制定について
日程第 17	議案第 26 号	令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 9 号）について
日程第 18	議案第 27 号	令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 19	議案第 28 号	令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 20	議案第 29 号	令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 21	議案第 30 号	令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 22	議案第 31 号	令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 23	議案第 32 号	令和 6 年度南阿蘇村一般会計予算について
日程第 24	議案第 33 号	令和 6 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について
日程第 25	議案第 34 号	令和 6 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について
日程第 26	議案第 35 号	令和 6 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 27	議案第 36 号	令和 6 年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
日程第 28	議案第 37 号	令和 6 年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について
日程第 29	議案第 38 号	令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計予算について
日程第 30	議案第 39 号	指定管理者の指定について
日程第 31	同意第 1 号	南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について
日程第 32	発議第 1 号	南阿蘇村議会基本条例の制定について
日程第 33	発議第 2 号	南阿蘇村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 34	発議第 3 号	南阿蘇村議会議員政治倫理条例の一部改正について
日程第 35	発議第 4 号	南阿蘇村議会会議規則の一部改正について
日程第 36	発議第 5 号	議員派遣について
日程第 37		閉会中の継続審査について
		閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番 辰 巳 和 美

8 番 丸 野 健一郎

2番	岡	智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田	正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内	克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原	恵 一	12番	橋 本 功
6番	今 村	輝 宏	13番	後 藤 征 昭
7番	今 村	竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建設 課 長	笠 功 祐 徳
会 計 課 長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜 美 男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	山 室 和 夫
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	佐 藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○議長山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの使用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外しマイクを使って発言をしてください。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 委員長報告

○議長山室昭憲 日程第1、委員長報告。各常任委員会に審査を付託した議案第32号から議案38号までについて、各常任委員長から審査報告があつておりますので、これを一括して、議題といたします。ただいまから、各常任委員会における審査の経緯並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会、今村竜喜委員長に報告を求めます。

○今村竜喜総務産業常任委員長 おはようございます。総務産業常任委員会の今村です。定例会初日に本委員会に付託されました議案第32号、令和6年度一般会計予算についてであります。3月12日午前10時から委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する農政課、総務課、政策企画課、産業観光課、建設課、税務課、会計課、議会事務局、計7課1局に出席を求め、説明を受け、審議を行いました。執行部からは詳しく説明があり、委員からの質問にも丁寧に御回答頂きました。委員会で慎重審議を行った結果から申し上げますと、全員賛成により、一部を修正し可決すべきものと決定いたしました。議案第32号の修正案の概要につきましては、以下のとおりです。議案第32号、令和6年度南阿蘇村一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中110億8,000万円を110億7,730万円に改める。修正の概要、①歳入、款、項ともに、繰越金2億6,000万円を減額し、2億5,730万円に改める。②歳出、款、農林水産業費9億3,261万3,000円を減額し、9億2,991万3,000円に改める。農業費、8億5,837万8,000円を減額し、8億5,567万8,000円に改める。詳細は別添の予算修正に関する説明書のとおりです。理由、本常任委員会において、本定例会に上程された種苗肥培管理(ワイン用)通称ワインプロジェクトの委託料270万円につ

いて、5年以上にも渡り事業を進めてきましたが、疑問となる点が多く、審議を重ねていますが、村民の皆様へ説明しても、納得頂ける事業ではないものと考え、一度、立ち止まるべき事業であり、予算を可決すべきではなく、一部修正することに決定しました。以上、総務産業常任委員会の報告を終わります。

- 議長山室昭憲 文教厚生常任委員会、笠野眞喜委員長に、報告を求めます。
- 笠野眞喜文教厚生常任委員長 はい。おはようございます。文教厚生常任委員会の笠野です。定例会初日に本委員会に付託されましたのは、議案第32号から議案第38号までの計7件であります。3月11日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する定住促進課、住民福祉課、健康推進課、子育て支援課、保育所、水・環境課、教育委員会事務局。計7課に出席を求め、説明を受け、審議を行いました。執行部からは、詳しく説明があり、委員からの質問にも、的確に御回答頂きました。それでは審査した結果、次のとおり決定しましたので報告いたします。議案第32号、令和6年度南阿蘇村一般会計の議決についてから、議案第38号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計予算の議決についてまでの7議案につきましては、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、文教厚生常任委員会からの報告を終わります。
- 議長山室昭憲 委員長報告を終わります。これにより、各議案について順に質疑、討論、採決をお願いいたします。質問されたい方は、議席番号、氏名を名のって質問をください。関連質問、重複質問につきましては、簡潔をお願いいたします。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第2 議案第11号 南阿蘇村森林環境整備基金条例の制定について

- 議長山室昭憲 日程第2、議案第11号南阿蘇村森林環境整備基金条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長山室昭憲 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長山室昭憲 これですべての討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



閉会 午前10時36分